



令和 年 月 日

納税義務者 住 所

氏 名 印

個人（法人）番号

電話

※自署された場合は押印不要です。

※ 本様式は、A4両面で印刷してください。また、本申告書裏面を必ずお読みください。

入力

バリアフリー改修工事に伴う固定資産税減額申告書について

令和8年3月31日までの間に一定の要件を満たすバリアフリー改修をした住宅（家屋）を対象に、翌年度分の固定資産税を減額します。要件によっては、該当しないことがあります。事前に課税課にご相談ください。

1 減額を受けるための要件

（１）新築された日から10年以上を経過した住宅（賃貸住宅を除く）であること。

（２）次の①から⑧の工事であること。

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 通路又は出入り口の拡幅 | ⑤ 手すりの取り付け |
| ② 階段勾配の緩和 | ⑥ 床の段差の解消 |
| ③ 浴室の改良 | ⑦ 引き戸への取替え |
| ④ 便所の改良 | ⑧ 床表面の滑り止め化 |

（３）当該改修工事に要する費用が一戸当たり50万円を超えるものであること。ただし、介護保険の給付金を受けている場合、又はその他の公的給付金を受けている場合は、その金額を改修工事費から控除します。

（４）工事完了の日が令和8年3月31日までのものであること。

（５）次のいずれかの方が申告時に居住していること。

- ① 65歳以上の方
- ② 介護保険において、要介護認定・要支援認定を受けている方
- ③ 障害者の方

（６）改修後の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下であること。

（７）これまでに、この減額申告を行っていない住宅であること（適用は1度限り）。

2 減額となる税額

改修家屋に係る固定資産税の1/3（対象となる床面積は1戸あたり100㎡まで）

3 減額となる期間

改修工事が完了した年の翌年度分

4 手続き

「バリアフリー改修工事に伴う固定資産税減額申告書」に必要事項を記入し、自署または記名押印のうえ、各添付書類（申告書下段に記載）を添えて、工事完了日から**3ヶ月以内**に課税課へ申告してください。

5 バリアフリー改修工事に併せてその他の改築等を行った場合は、当該家屋の評価を見直すことがあります。その際、再評価後の評価額から固定資産税を減額することになりますが、場合によっては、減額後の固定資産税がバリアフリー改修前の固定資産税を上回ることがあります。